



あなたも 組合士に!

KUMIAISHI NI!



中小企業組合に従事する方々の資質の向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験(毎年12月の第1日曜日)を行い、合格者に「中小企業組合士」の称号を与えます。現在、中小企業組合士の方々は、組合、金融機関など各分野で活躍されています。

ANATA MO

中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験(中小企業組合検定試験)を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の

推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス(組合自治)の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で3,354名(平成25年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験料	5,000円(一部科目免除者は、3,000円)

皆様方のチャレンジをお待ちしております。 お問い合わせは、企画振興課までお気軽にどうぞ!



組合運営

あれこれ



法定脱退者の持分払戻請求権の時効進行時期について

質問

脱退者の持分払戻請求権について、中協法第21条に、脱退の時から2年間行使されない場合は時効となる旨の規定がありますが、組合員の解散・死亡等によるいわゆる法定脱退の場合はその事由が発生した時から時効が進行するものと考えてよいですか。



回答

解散等による法定脱退の場合は、その事由が発生した時にその組合員は、当然脱退することとなります。したがって、持分払戻請求権もこの脱退事由の発生時(脱退時)に発生します。

しかしながら、持分の価額は、事業年度末における組合の財産によって算定することとなっています(第20条2項)ので、持分払戻請求権はこの持分が算定された後に行使されることとなります。

つまり、法定脱退の場合も自由脱退の場合と同様に事業年度末まではこれを行行使することができないこととなっています。

このようなことから、法定脱退者の持分払戻請求権の時効も自由脱退者と同様に事業年度末から進行するものと考えます。



ワンライン
NEWS

●三重労働局より

7月1日から7月7日は、全国安全週間です。みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害